

## 財産の無償譲渡について

財産を無償譲渡するにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の承認を得る必要があります、このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、以下のとおり提出いたします。

令和3年2月10日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

## 財産の無償譲渡について

下記のとおり、財産を無償で譲渡するものとする。

### 記

- |             |                                        |
|-------------|----------------------------------------|
| 1 譲渡の目的     | 森川邸田舎家の再建                              |
| 2 譲渡する財産の概要 | 森川邸田舎家解体部材 1 式                         |
| 3 譲渡の相手方    | 名古屋市千種区法王町1丁目1番地<br>日泰寺<br>代表役員 村上 圓 竜 |

### （理 由）

この案を提出したのは、森川邸田舎家を再建するため、森川邸田舎家解体部材を無償で譲渡する必要があるによる。

(参 考)

## 1 森川邸の概要

森川邸田舎家は、江戸時代初頭の建築と伝わる愛知県葉栗郡葉栗村（現在の愛知県一宮市）の庄屋の住居を、中京の大茶人であり日本を代表する古美術の目利きとしても知られた近代を代表する文化人である森川如春庵が、昭和2～3年後頃に名古屋市に移築し茶室として使用したもの。

## 2 経緯

昭和61年に解体され本市が譲り受けていた森川邸田舎家については、古民家園構想が頓挫して以降、再建のめどが立たず保管を続けてきた。

平成26年11月定例会での答弁を踏まえ、茶道関係者が寄付を集め博物館前庭に再建する計画を立て、茶道関係者が設立した団体が母体となって寄付集めの活動を展開しているが、寄付の目標額には遠く及んでいないのが現状である。

そのような状況の中、令和2年、日泰寺から解体部材を引き取り自己資金で再建してもよいという申し出があった。

今後、団体が再建に必要な資金を寄付で集められる保証がないことと、市として他に再建を実現する方策にめどが立たないこと、部材の保管場所に苦慮していることから、森川邸田舎家を再建する最良の手段として、団体及び日泰寺の申し出に沿った対応を進めることとするもの。

<森川邸 解体前写真>

